

## 処 分 基 準

B-δ-2

令和元年12月1日作成

法 令 名	： ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例
根 拠 条 項	： 第10条第1項
処 分 の 概 要	： 自動車解体業者に対する事業停止命令
原権者（委任先）	： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め	：
処 分 基 準	： 別紙「ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例に基づく指示及び事業停止命令の基準」のとおり
問 合 せ 先	： 愛知県警察本部生活安全部保安課行政処分係 (電話052-951-1611 内線3188)
備 考	：